

島根県執

平成30年3月30日(金) 号外 第 3 9 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

次 目

【規 則】

る規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉課) 2

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

(医療政策課) 3

4

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正す (青少年家庭課)

公布された条例等のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (規則第31号)

1 規則の概要

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整備(様式第8号・ 様式第12号—様式第16号関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第32号)

1 規則の概要

研修支援資金の貸与の申請の添付書類に係る規定の整備(第7条・様式第1号その1・様式第1号その2関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則(規則第33号)

1 規則の概要

費用の徴収に係る事務の一部を青少年家庭課において処理することに伴う規定の整備(第2条関係)

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年島根県規則第75号)の一部を次のように改正する。

様式第8号裏面記載要領の1、様式第12号裏面記載要領の2、様式第13号裏面記載要領の2及び様式第14号裏面記載要領の2中「又は介護療養型医療施設」を「、介護療養型医療施設又は介護医療院」に改める。

様式第15号裏面注意事項の2の(4)中「介護療養型医療施設」の次に「、介護医療院」を加え、同様式裏面記載要領の2 中「又は介護療養型医療施設」を「、介護療養型医療施設又は介護医療院」に改める。

様式第16号裏面記載要領の2中「又は介護療養型医療施設」を「、介護療養型医療施設又は介護医療院」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、 当分の間、これを取り繕って使用することができる。 研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

研修医研修支援資金貸与規則の一部を改正する規則

研修医研修支援資金貸与規則(平成22年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「及び家族全員」を削り、「所得証明書」の次に「及び印鑑証明書」を加える。

様式第1号その1及び様式第1号その2中

ふりがな 研修機関名及びプログラム名 申請時の) 氏 名 状 況 研修の開始及び修了予定時期 本 生年月日及び年齢 月 日生(満 歳) (現住所及び Ŧ 人 電話番号 () 帰省先住所 Ŧ 及び電話番号) (学 校 生計主体者と 続 就労の 氏 名 年齢 所得の区分 国公立又は 自宅通学又は 種別 住居 生計 柄 有 無 家 私立の別 自宅外通学の別 族 有・無 給与所得·給与所得以外 同 別 同·别 給与所得·給与所得以外 有・無 同•别 同・別 \mathcal{D} 有・無 給与所得·給与所得以外 同·别 同·别 状 有・無 給与所得・給与所得以外 同·别 同·别 有・無 給与所得·給与所得以外 同 · 别 同 · 别 有・無 給与所得·給与所得以外 同·别 同・別

を

ふりがな 研修機関名及びプログラム名 申請時の) 氏 名 状 況 研修の開始及び修了予定時期 本 生年月日及び年齢 年 月 日生(満 歳)) (₹ 現住所及び 人 電話番号) 帰省先住所 Ŧ 及び電話番号 ()

に、「市町村長」を「連帯保証人についての市町村長」に、「(連帯保証人及び家族全員)」を「及び印鑑証明書」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則(昭和62年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「児童相談所長」を「知事」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。